

# JAL 不当解雇(客乗訴訟・乗員訴訟) 最高裁上告棄却に強く抗議する

JALのパイロット、客室乗務員の原告が、解雇を容認した東京高裁判決の見直しを求めて最高裁に上告していた問題で、最高裁は2月4日付けで客室乗務員訴訟で、また、2月5日付けで乗員訴訟でそれぞれ上告を棄却・上告不受理の不当な決定を行った。

この事件は2010年12月31日会社更生中の日航が客室乗務員とパイロット165人の解雇を強行。昨年6月東京高裁が解雇を容認する判決を出したことに對し、それぞれ上告していた。

日本航空は2010年事業の行き詰まりにより、破産手続きを行い会社更生法の適用を受け、これにより、人員の整理を行うために希望退職を募った。この時人員削減目標はパイロットで110人、客室乗務員は78名超過して達成していた。営業利益も1,600億円有り、さらに、解雇を強行する理由はなかった。その後、2,000人を超える客室乗務員を採用をしていることから見ても明らかである。

東京高裁判決は、使用者であるJALが解雇時点での余剰人員数を立証していない、解雇を回避する有効な手段がいくつもありながらそれが何ら履行されていない、病気休職者や年齢の高い者が解雇されている、協議交渉の過程で支配介入の不当労働行為が行われた。解雇された運航乗務員に多数の組合活動家が含まれているなどの事実がありながら、公的資金の導入を伴った大型会社更生事件であるとの本件事案の特殊性を過度に重視して、整理解雇を有効とした不当なものであり、整理解雇法理、信義別、不当労働行為に関する法令解釈について重大な誤りが多数含まれている。今回の事件は、会社更生手続下の整理解雇の効力が問われた初めてのケースでもあり、最高裁は慎重に審理し、問題点を洗い出したうえで、高裁の結論が見直されるべき事件である。

最高裁は上告人が補充書の提出を予定している旨の通知を出しているにも関わらず、上告棄却の決定を行ったことは実質審理をしないまま、不当な決定をを行ったと言わざるを得ない。

客室乗務員・パイロットの両原告団とも今回の不当な決定に屈することなく、自主的完全解決をめざして奮闘することをあらためて決意している。大田区職労もともに完全解決するまで支援していく。